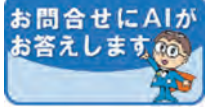




(主税局ホームページ)



東京都主税局HPから
バナーをクリック!



今月の特集は
ビルを貸していると申告が必要? (事業所税)

あなた と 都税

2月号
2024
(令和6年)
第650号



2月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内) 第4期分を2月29日(木)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

～都税の納付は、いつでも、どこでも、**キャッシュレス**で!～



①スマートフォン決済アプリ



②クレジットカード
(地方税お支払サイトを利用)



③ペイジー対応のインターネット
バンキング、ATM



④口座振替

⑤コンビニエンスストア

⑥金融機関、郵便局、都税事務所、
都税支所、支庁の窓口

都税 納付方法

検索



音声コード

口座振替の振替日は2月29日(木)です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。
都税Web口座振替申込受付サービスでは、2月10日(土)までのお申込みで第4期分から振替可能です。

都税 Web口座振替

検索

都税の情報発信中!



X(旧Twitter)アカウント
@tocho_seisaku



Facebookアカウント
東京都主税局 @TochoSyuzue

教えて!

タク
ちゃん

特集

ビルを貸していると申告が必要？ (事業所税)



(主税局ホームページ)
事業所税

事業所税の貸付申告制度についてよくある質問にタクちゃんが答えます!

Q 1

ビルを貸していると申告が必要？

ノンちゃん



ビルを貸している友だちから、事業所用家屋の貸付等申告が必要だって聞いたけど、知ってる？

タクちゃん



知ってるよ！
次のような内容を申告しないといけないんだ。

申告義務者

事業所用家屋の貸付けを行っている法人及び個人
※家屋の規模に関わらず、申告が必要です。

主な申告事項

貸付けを行っている方の住所・氏名(名称)

事業所用家屋の所在地・事業所床面積・一棟床面積

借主の住所・氏名(名称)

貸付を開始した日

申告期限

新たに貸し付けた場合：貸付日から2か月以内

既に申告した事項に異動が生じた場合：異動日から1か月以内

申告先

次ページに記載の都税事務所

ノンちゃん



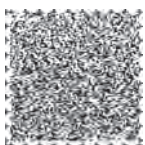
事業所用家屋ってなに？

タクちゃん



事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいうんだ。
事業を行うための施設を貸し付けていたら、この申告書を提出しなければいけないってことだね。

それから、この申告における貸付けとは、有償であるか無償であるかを問わないんだ。
事実上、他の者の利用に供している場合、ここでいう貸付けに当たるんだよ。



音声コード

ノンちゃん



借主の一部が他の会社に転貸をしているって聞いたんだけど、その場合は転貸している借主も事業所用家屋貸付等申告書を提出しないとイケないの？

タクちゃん



そのとおり！
転貸している場合、転貸している者が貸付けの対象としている床面積(自己使用部分含む。)等を申告しなければいけないんだ。

Q 2

貸ビル業に事業所税はかかる？

ノンちゃん



税金に関する申告ってことは、ビルを貸している友だちは事業所税を納めないといけないってこと？

タクちゃん



事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となるんだ。
これは転貸の場合も同じだね。
ただし、貸ビルの管理人室・管理用品倉庫等、管理のための施設は、貸ビル業者に係る施設となるから、事業所税の納税が必要となる場合があるよ。

貸付申告書・記載要領のダウンロード

23区内の事業所税に係る貸付申告書と記載要領は、東京都主税局ホームページからダウンロードできます。

事業所税 申請様式

検索



電子申告・納税のご案内

23区内の事業所税に係る貸付申告書及び事業所税の申告書は、電子申告による受付も行っております。また、キャッシュレス納税も可能です。詳しくは、eLTAX(エルタックス)のホームページをご覧ください。

エルタックス

検索





申告・問合せ先 (23区内の事業所税)

申告・お問合せは、以下の所管都税事務所をお願いいたします。

※事業所用家屋が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。



所管都税事務所	所在地	電話(代表)	事業所用家屋が所在する区
千代田都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	(03)3252-7141	千代田区・文京区・北区・ 荒川区・足立区
中央都税事務所	〒104-8558 中央区新富2-6-1	(03)3553-2151	中央区・台東区・墨田区・ 江東区・葛飾区・江戸川区
港都税事務所	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	(03)5549-3800	港区・品川区・大田区
新宿都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	(03)3369-7151	新宿区・目黒区・世田谷区・ 渋谷区・中野区・杉並区・ 豊島区・板橋区・練馬区

事業所税とは？

納める方

23区内において、事業所等(事務所、店舗、工場、倉庫等)を設けて事業を行っている方のうち、次のいずれかに該当する方が対象となります。

①資産割

23区内の各事業所等の床面積(借りている場合も含む。)の合計が1,000㎡を超える方(算定期間の末日の現況による。)

②従業者割

23区内の各事業所等の従業者数(役員を含む。)の合計が100人を超える方(算定期間の末日の現況による。)

(注)「算定期間の末日」とは、法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては12月31日(年の中途に事業を廃止した場合を除く。)となります。



納める額

- ①資産割 ×
- ②従業者割 ×



詳細は、
主税局ホームページを
ご覧ください。

個人住民税の税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

手続の詳細は、主税局ホームページからご確認ください。

※具体的な税額等に関するお問合せは お住まいの区市町村へお願いいたします。

個人住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は、一定の要件を満たしている場合、翌年度分の住民税(所得割)から控除を受けることができます。

控除を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受けする必要があります。

手続の詳細は、国税庁のホームページからご確認ください。



この冬も小さなことからHTT!

東京都では、HTT<電力を④へらす・①つくる・①ためる>をキーワードに、脱炭素社会の実現と中長期的なエネルギーの安定確保につなげる取組を強化・加速しております。冬の省エネ対策で欠かせないのが「暖房によるエネルギー消費を削減すること」です。脱炭素社会の実現のために、**小さなHTT**から始めましょう。

家庭でできる「H」へらすアクション

暖房時は換気に
気を付けながら、
20℃を目安に室温を調整

エアコンの
フィルターをこまめに掃除し、
頻繁なオンオフを控える

タートルネックや
レッグウォーマーなどで、
3つの首(首・手首・足首)を温める

サーキュレーターを
天井に向けて回し、上にたまった
温かい空気を循環させる



省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具への買い替えも効果的。商品券等に交換可能な**東京ゼロエミポイント**がもらえます。



対象機器等	最大ポイント数
エアコン	23,000
冷蔵庫	26,000
給湯器	12,000
LED照明器具	対象製品のみ 4,000 対象製品及び取替作業費 6,000

お知らせ

令和6年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、令和6年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

減免対象：身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で一定の要件を満たす場合

申請期限：令和6年5月31日(金)
※減免額には上限が設定されています。
☎ 東京都自動車税コールセンター
☎03-3525-4066(平日9時～17時)

点字で課税の内容をお知らせします

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税(23区内)、個人事業税、自動車税種別割です。

お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

令和6年度分からご希望の方は、2月29日(木)までに、主税局相談広報班までご連絡ください。

なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

☎ 主税局相談広報班
☎03-5388-2925

ご案内

便利な電子申告・電子納税をご利用ください!

以下の都税は、eTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子申請・届出、電子納税をご利用いただけます。

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税 / 地方法人特別税
- 23区内の事業所税
- 23区内の固定資産税(償却資産)※
※電子納税は利用不可
- 都民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)
- 都たばこ税 ● ゴルフ場利用税 ● 宿泊税

エルタックス 検索

※申告内容・納税については、所管の都税事務所にお問い合わせください。

東京税理士会からのお知らせ にせ税理士・税理士法人にご注意

税理士資格が無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。専門的知識が欠けている等のため依頼者が、不測の損害を被るおそれもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

☎ 東京税理士会 ☎03-3356-4461
HP <https://www.tokyozeirishikai.or.jp>

表彰

令和5年度 中学生の「税についての作文」

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁では、毎年全国の中学生から「税についての作文」を募集しています。

東京都内では、中学校685校から、66,288編の応募をいただきました。受賞者の皆様、おめでとうございます。
＜東京都知事賞＞

★「あなたの税金は誰かの救世主」
品川区立富士見台中学校
竹下 佳澄 さん

＜東京都主税局長賞＞
★「税金が活きる、この国で生きる」
千代田区立麹町中学校
島森 柚杏 さん

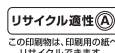
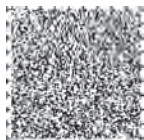
★「歴史的背景から税のあり方を考える」
江東区立第二砂町中学校
坂本 真友香 さん

★「未来へつなぐバトン」
北区立王子桜中学校
田本 沙知華 さん

都税の軽減制度
(HTT関連)は
こちらから▼



主税局 軽減 HTT関連 検索



電力をHTT<④へらす①つくる①ためる>する
取組を進めましょう!ご協力をお願いします。

東京HTT 検索

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2925
印刷番号(4) 69 令和6年2月1日発行

音声コード↑ このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れてあります。